公告 第KG31 号
令和8年10月22日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長　岩﨑　一也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6QHY1KG00850	66YJ1AV0002 0001	491028509695	10LOG-S4V02

品名　または　件名
大型車両整備用オートリフト点検　ほか6件
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	UN						

納地または工事場所	引渡場所
各地	各地
搬入場所	納期または工期
各地	令和9年3月31日（水）

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
陸上自衛隊で使用する入札及び契約心得並びに標準契約書によるものとし、会計隊事務室に備え付ける。

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない
入札日時場所　：令和8年11月12日（木）13時20分　春日井駐屯地会計隊入札室

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：グループ別総額　契約方式：一般競争

７　注意事項
別紙のとおり

別紙

1　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条及び、第７１条の規定に該当しない者であること。

（2）　令和０７・０８・０９年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）に登録手続きを完了した業者で、東海・北陸地区の「役務の提供等」D 級以上の競争参加資格を有する者。

（3）　防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について、入札参加者は、入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行うものとする。

（4）　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基く指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

（5）　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

（6）　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2　落札決定方法

（1）　<u>グループ別総額決定　（消費税抜）</u>

（2）　予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。（同価の場合は抽選決定）

（3）　入札書に記載された金額に１０％に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。なお、軽減税率を適用する物品については、入札書に記載された金額に８％に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。

3　仕様書及び入札書の配布

入札関係書類は、下記の中部方面会計隊ホームページでダウンロード若しくは陸上自衛隊春日井駐屯地第４０８会計隊春日井派遣隊において交付を行う。

4　入札及び契約条件

違　約　金　：　落札者が契約を結ばない場合、落札金額の１００分の5以上、落札者が契約締結後その義務を履行しないときは契約金額の１００分の１０以上を徴収する。

5　入札の無効

（1）　第1項で示した入札資格のない者の入札、入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。

（2）　指定の時間に遅れた入札。

（3）　入札金額及び入札者氏名が判明し難い入札。

（4）　その他入札に関する条件に違反した入札。

（5）　入札書の内容の訂正に押印、若しくは署名のないもの及び親金額の訂正

（6）　同一業者がした２以上の入札

別紙

6　適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。陸上自衛隊で使用する入札及び契約心得並びに標準契約書は、下記の陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにて参照すること。

7　契約書の作成

落札決定後、速やかに作成する。（契約金額が１００万円未満の場合は作成省略）

8　公告掲示場所

本公告は、陸上自衛隊春日井駐屯地会計隊ほか中部方面会計隊ホームページ

https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/に掲示してあります。

下記ＱＲコードからでも閲覧が可能です。

9　その他

（１）　電信・電話、ＦＡＸによる入札は認めない。**新型コロナウイルス又はインフルエンザウイルス等による感染防止のため、郵便入札（持参可）のみとする。なお、郵便入札の締切は、入札日の直前の 平日１２：００までに到着した郵便のみ受理する。**

（２）　入札書を入れる封筒は下記の記載例を参考に作成する。

外封筒

〒４８６－０８０３

愛知県春日井市西山町無番地
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊　春日井　行き

件名：〇〇〇〇
開札日時：令和８年〇月〇日　午前　〇〇時〇〇分
「入札書在中」

（３）　再度入札になった際は、別途通知する。

別紙

（４）　入札参加者は**入札日前日までに資格審査結果通知書（写）**及び**入札参加申込書**をＦＡＸにより提出する。

（５）　代理人による入札の場合は、入札執行に先立ち委任状を提出すること。（書式は随意）

（６）　市場価格調査にご協力ください。

（７）　入札に関する事項の問い合わせ先

〒486-0803

愛知県春日井市西山町無番地　陸上自衛隊春日井駐屯地

TEL　０５６８－８１－７１８３　　FAX　０５６８－８１－９０７２

入札関係　　担当：春日井　（内線３７８）

仕様関係　　担当：品目等内訳書のとおり

（８）　**各種質問・調整、仕様書等の交付及び現地確認等**について、いずれも行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する、**行政機関の休日の間は対応できません**のでご了承ください。

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6QHY1KG00850	グループ：1

NO	調達要求番号		物品番号		単　位	数　量	単　価	金　額	銘　柄	納　地	指定
	品　名								使用期限等	引 渡 場 所	
	部品番号　または　規格									搬 入 場 所	検査
	使用器材名				仕様書番号					納　期	包装
1	66YJ1AV0002	0001	491028509695		UN	1.00				金沢駐屯地	
	大型車両整備用オートリフト点検									第１０後方支援連隊　１ＤＳ	
	仕様書のとおり									土屋２曹　内線：４２５	
					10LOG-S4V02					令和9年3月31日	
				-　以　下　余　白　-							

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6QHY1KG00850	グループ：２

NO	調達要求番号 / 品名 / 部品番号 または 規格 / 使用器材名	物品番号		単位	数量 / 仕様書番号	単価	金額	銘柄 / 使用期限等	納地 / 引渡場所 / 搬入場所 / 納期	指定 / 検査 / 包装
1	66YJ1AV0003	0001	491028509695	UN	1.00				久居駐屯地	
	大型車両整備用オートリフト点検								第１０後方支援連隊　２ＤＳ	
	仕様書のとおり								福田２曹　内線：４８８	
					10LOG-S4V03				令和9年3月31日	
			- 以　下　余　白 -							

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6QHY1KG00850	グループ：3

NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名							使用期限等	引渡場所	
	部品番号　または　規格								搬入場所	検査
	使用器材名			仕様書番号					納期	包装
1	66YJ1AV0004	0001	491028509695	UN	1.00				守山駐屯地	
	大型車両整備用オートリフト点検								第１０後方支援連隊　３ＤＳ	
	仕様書のとおり								高津２曹　内線：４６９３	
				10LOG-S4V04					令和9年3月31日	
			- 以下余白 -							

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6QHY1KG00850	グループ：４

ＮＯ	調達要求番号		物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名								使用期限等	引渡場所	
	部品番号　または　規格									搬入場所	検査
	使用器材名				仕様書番号					納期	包装
1	66YJ1AV0005	0001	491028509695		UN	1.00				春日井駐屯地	
	大型車両整備用オートリフト点検									第１０後方支援連隊　第１整備大隊	
	仕様書のとおり									火車中隊　神保３曹　内線：４３５	
					10LOG-S4V05					令和9年3月31日	
				－　以　下　余　白　－							

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6QHY1KG00850	グループ：５

NO	調達要求番号 / 品名 / 部品番号 または 規格 / 使用器材名	物品番号		単位 / 仕様書番号	数量	単価	金額	銘柄 / 使用期限等	納地 / 引渡場所 / 搬入場所 / 納期	指定 / 検査 / 包装
1	66YJ1AV0006	0001	491028509695	UN	1.00				春日井駐屯地	
	大型車両整備用オートリフト点検								第１０後方支援連隊　第１整備大隊	
	仕様書のとおり								火車中隊　神保３曹　内線：４３５	
				10LOG-S4V06					令和9年3月31日	
			- 以 下 余 白 -							

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6QHY1KG00850	グループ：６

NO	調達要求番号		物品番号		単　位	数　量	単　価	金　額	銘　　柄	納　　地	指定
	品　　名								使用期限等	引 渡 場 所	
	部品番号　または　規格									搬 入 場 所	検査
	使用器材名				仕様書番号					納　　期	包装
1	66YJ1AV0007	0001	491028509735		UN	1.00				春日井駐屯地	
	中型車両整備用オートリフト点検									第１０後方支援連隊　第１整備大隊	
	仕様書のとおり									火車中隊　神保３曹　内線：４３５	
					10LOG-S4V08					令和9年3月31日	
				-　以　下　余　白　-							

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6QHY1KG00850	グループ：7

NO	調達要求番号 / 品名 / 部品番号 または 規格 / 使用器材名	物品番号		単位	数量 / 仕様書番号	単価	金額	銘柄 / 使用期限等	納地 / 引渡場所 / 搬入場所 / 納期	指定 / 検査 / 包装
1	66YJ1AV0008	0001	491028509735		UN	1.00				豊川駐屯地	
	中型車両整備用オートリフト点検								第１０後方支援連隊　第２整備大隊　高射	
	仕様書のとおり								直接支援隊　松園３曹　内線：３５８６	
					10LOG-S4V07				令和9年3月31日	
			－　以　下　余　白　－							

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物　品　番　号	４９１０－２８５－０９６９－５	仕　様　書　番　号	
大型車両整備用オートリフト“点検”		１０LOG-S４V０２	
		作　　成	令和　８年　１０月　８日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作 成 部 隊 名	第１０後方支援連隊第４科

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，バンザイ社製大型自動車整備用オートリフトWSL-PSFU240-T（以下，リフトという。）の点検について規定する。

1.2　用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

1.2.1

点検

点検とは，前回点検時から約３年を目安とした定期点検をいい，リフト製造会社（以下，製造会社という。）の定期点検要領書（以下，要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）,各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

2　整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

契約の相手方は，当該品の機能，性能及び安全性を確保するため，製造会社の要領書に基づき，リフトの点検を実施しなければならない。

また，点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお点検は，必ず“社団法人　日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2　整備の種類

整備の種類は，点検とする。

2.3　整備の方式

整備の方式は，**表2**に示す標準作業表による。

2.4　整備実施場所

整備実施場所は、**表3**により指定する。

2.5　部品・資材

点検に必要な部品及び資材は，製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有する，定期交換部品を使用し，リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお，点検に必要な部品及び副資材は，契約の相手方が準備するものとする。

3　品質保証

3.1　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官（以下，担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，**表１**による。

表1－提出書類

名 称	部数
作業工程表	各１
製造会社の定期点検要領書 （定期点検記録表を含む。）	
定期点検成績書	
交換部品証明書	
品質保証書	

4.2　履歴簿等への記載

契約の相手方は，点検が終了した際，官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日，作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また，当該品の見えやすい箇所に年月日，作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお，シール等の規格については，商慣習とする。

4.3　官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については，官側で支援する。

4.4　交換部品等の処分

点検により交換した部品・資材は、契約の相手方で処分するものとする。

4.5　追加修理

本点検以外の修理・交換をしない。異常箇所のある場合は、官側に連絡するものとする。

4.6　仕様書に関する疑義

契約の相手方は，この仕様書に疑義が生じた場合は，担当官の指示を受けるものとする。

表2－標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち，対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1　動力源の点検 2　障害物（周囲）の点検 3　機材本体の外観の点検 なお、細部については，製造会社の要領書による。
4	定期作業	1　油脂類の交換、給脂，塗布及び除去（防せい処置） 2　消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3　各部位の調整及び清掃 4　各装置の点検 なお，細部については，製造会社の要領書による。
5	車の入場	1　リフトの位置確認及び調整 2　アタッチメントの確認及び調整 なお，細部については、製造会社の要領書による。
6	点検	1　安全装置の点検 2　駆動装置の点検 3　昇降装置の点検 4　操作装置の点検 5　配管部の点検 6　その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお，細部については，製造会社の要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1　リフトの位置確認及び調整 2　アタッチメントの確認及び調整 なお，細部については，製造会社の要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3．1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、4.2に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

表3－整備実施場所

整備実施場所	数　量	器材番号
金沢駐屯地 （第１０後方支援連隊　第２整備大隊　第１普通科直接支援中隊） 石川県金沢市野田町１－８番地 076-241-2171(435)	1	4B0031

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物　品　番　号	４９１０－２８５－０９６９－５	仕　様　書　番　号	
大型車両整備用オートリフト“点検”		１０LOG-S４V０３	
		作　　成	令和　８年　１０月　８日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作 成 部 隊 名	第１０後方支援連隊第４科

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，バンザイ社製大型自動車整備用オートリフトWSL-PSFU240-T（以下，リフトという。）の点検について規定する。

1.2　用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

1.2.1

点検

点検とは，前回点検時から約３年を目安とした定期点検をいい，リフト製造会社（以下，製造会社という。）の定期点検要領書（以下，要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）,各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

2　整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

契約の相手方は，当該品の機能，性能及び安全性を確保するため，製造会社の要領書に基づき，リフトの点検を実施しなければならない。

また，点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお点検は，必ず“社団法人　日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2　整備の種類

整備の種類は，点検とする。

2.3　整備の方式

整備の方式は，**表2**に示す標準作業表による。

2.4　整備実施場所

整備実施場所は、**表3**により指定する。

2.5　部品・資材

点検に必要な部品及び資材は，製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有する，定期交換部品を使用し，リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお，点検に必要な部品及び副資材は，契約の相手方が準備するものとする。

3　品質保証

3.1　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官（以下，担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，**表１**による。

表1－提出書類

名 称	部数
作業工程表	各１
製造会社の定期点検要領書 （定期点検記録表を含む。）	
定期点検成績書	
交換部品証明書	
品質保証書	

4.2　履歴簿等への記載

契約の相手方は，点検が終了した際，官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日，作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また，当該品の見えやすい箇所に年月日，作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお，シール等の規格については，商慣習とする。

4.3　官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については，官側で支援する。

4.4　交換部品等の処分

点検により交換した部品・資材は、契約の相手方で処分するものとする。

4.5　追加修理

本点検以外の修理・交換をしない。異常箇所のある場合は、官側に連絡するものとする。

4.6　仕様書に関する疑義

契約の相手方は，この仕様書に疑義が生じた場合は，担当官の指示を受けるものとする。

表2－標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち，対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1　動力源の点検 2　障害物（周囲）の点検 3　機材本体の外観の点検 なお、細部については，製造会社の要領書による。
4	定期作業	1　油脂類の交換、給脂，塗布及び除去（防せい処置） 2　消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3　各部位の調整及び清掃 4　各装置の点検 なお，細部については，製造会社の要領書による。
5	車の入場	1　リフトの位置確認及び調整 2　アタッチメントの確認及び調整 なお，細部については、製造会社の要領書による。
6	点検	1　安全装置の点検 2　駆動装置の点検 3　昇降装置の点検 4　操作装置の点検 5　配管部の点検 6　その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお，細部については，製造会社の要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1　リフトの位置確認及び調整 2　アタッチメントの確認及び調整 なお，細部については，製造会社の要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3．1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、4.2に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

表3－整備実施場所

整備実施場所	数　量	器材番号
久居駐屯地 （第１０後方支援連隊　第２整備大隊　第２普通科直接支援中隊） 三重県津市久居新町９７５番地 059-255-3133(488)	1	4G0049

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物　品　番　号	４９１０－２８５－０９６９－５	仕　様　書　番　号	
大型車両整備用オートリフト“点検”		１０LOG-S４V０４	
		作　　成	令和　８年　１０月　８日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作 成 部 隊 名	第１０後方支援連隊第４科

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，バンザイ社製大型自動車整備用オートリフトWSL-PSFU240-T（以下，リフトという。）の点検について規定する。

1.2　用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

1.2.1

点検

点検とは，前回点検時から約３年を目安とした定期点検をいい，リフト製造会社（以下，製造会社という。）の定期点検要領書（以下，要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）,各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

2　整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

契約の相手方は，当該品の機能，性能及び安全性を確保するため，製造会社の要領書に基づき，リフトの点検を実施しなければならない。

また，点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお点検は，必ず“社団法人　日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2　整備の種類

整備の種類は，点検とする。

2.3　整備の方式

整備の方式は，**表2**に示す標準作業表による。

2.4　整備実施場所

整備実施場所は、**表3**により指定する。

2.5　部品・資材

点検に必要な部品及び資材は，製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有する，定期交換部品を使用し，リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお，点検に必要な部品及び副資材は，契約の相手方が準備するものとする。

3　品質保証

3.1　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官（以下，担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，**表１**による。

表1－提出書類

名 称	部数
作業工程表	各１
製造会社の定期点検要領書 （定期点検記録表を含む。）	
定期点検成績書	
交換部品証明書	
品質保証書	

4.2　履歴簿等への記載

契約の相手方は，点検が終了した際，官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日，作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また，当該品の見えやすい箇所に年月日，作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお，シール等の規格については，商慣習とする。

4.3　官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については，官側で支援する。

4.4　交換部品等の処分

点検により交換した部品・資材は、契約の相手方で処分するものとする。

4.5　追加修理

本点検以外の修理・交換をしない。異常箇所のある場合は、官側に連絡するものとする。

4.6　仕様書に関する疑義

契約の相手方は，この仕様書に疑義が生じた場合は，担当官の指示を受けるものとする。

表2－標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち，対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1　動力源の点検 2　障害物（周囲）の点検 3　機材本体の外観の点検 なお、細部については，製造会社の要領書による。
4	定期作業	1　油脂類の交換、給脂，塗布及び除去（防せい処置） 2　消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3　各部位の調整及び清掃 4　各装置の点検 なお，細部については，製造会社の要領書による。
5	車の入場	1　リフトの位置確認及び調整 2　アタッチメントの確認及び調整 なお，細部については、製造会社の要領書による。
6	点検	1　安全装置の点検 2　駆動装置の点検 3　昇降装置の点検 4　操作装置の点検 5　配管部の点検 6　その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお，細部については，製造会社の要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1　リフトの位置確認及び調整 2　アタッチメントの確認及び調整 なお，細部については，製造会社の要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3．1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、4.2に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

表3－整備実施場所

整備実施場所	数　量	器材番号
守山駐屯地 （第１０後方支援連隊　第２整備大隊　第３普通科直接支援中隊） 愛知県名古屋市守山区守山３丁目１２－１番地 052-719-2191(4693)	1	4A0020

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物　品　番　号	４９１０－２８５－０９６９－５	仕　様　書　番　号	
大型車両整備用オートリフト“点検”		１０LOG-S４V０５	
		作　　成	令和　８年　１０月　８日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作 成 部 隊 名	第１０後方支援連隊第４科

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，バンザイ社製大型自動車整備用オートリフトWSL-PSFU240-T（以下，リフトという。）の点検について規定する。

1.2　用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

1.2.1

点検

点検とは，前回点検時から約３年を目安とした定期点検をいい，リフト製造会社（以下，製造会社という。）の定期点検要領書（以下，要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）,各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

2　整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

契約の相手方は，当該品の機能，性能及び安全性を確保するため，製造会社の要領書に基づき，リフトの点検を実施しなければならない。

また，点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお点検は，必ず“社団法人　日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2　整備の種類

整備の種類は，点検とする。

2.3　整備の方式

整備の方式は，**表2**に示す標準作業表による。

2.4　整備実施場所

整備実施場所は、**表3**により指定する。

2.5　部品・資材

点検に必要な部品及び資材は，製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有する，定期交換部品を使用し，リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお，点検に必要な部品及び副資材は，契約の相手方が準備するものとする。

3　品質保証

3.1　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官（以下，担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，**表１**による。

表1－提出書類

名 称	部数
作業工程表	各１
製造会社の定期点検要領書 （定期点検記録表を含む。）	
定期点検成績書	
交換部品証明書	
品質保証書	

4.2　履歴簿等への記載

契約の相手方は，点検が終了した際，官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日，作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また，当該品の見えやすい箇所に年月日，作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお，シール等の規格については，商慣習とする。

4.3　官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については，官側で支援する。

4.4　交換部品等の処分

点検により交換した部品・資材は、契約の相手方で処分するものとする。

4.5　追加修理

本点検以外の修理・交換をしない。異常箇所のある場合は、官側に連絡するものとする。

4.6　仕様書に関する疑義

契約の相手方は，この仕様書に疑義が生じた場合は，担当官の指示を受けるものとする。

表2－標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち，対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1　動力源の点検 2　障害物（周囲）の点検 3　機材本体の外観の点検 なお、細部については，製造会社の要領書による。
4	定期作業	1　油脂類の交換、給脂，塗布及び除去（防せい処置） 2　消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3　各部位の調整及び清掃 4　各装置の点検 なお，細部については，製造会社の要領書による。
5	車の入場	1　リフトの位置確認及び調整 2　アタッチメントの確認及び調整 なお，細部については、製造会社の要領書による。
6	点検	1　安全装置の点検 2　駆動装置の点検 3　昇降装置の点検 4　操作装置の点検 5　配管部の点検 6　その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお，細部については，製造会社の要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1　リフトの位置確認及び調整 2　アタッチメントの確認及び調整 なお，細部については，製造会社の要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3．1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、4.2に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

表3－整備実施場所

整備実施場所	数　量	器材番号
春日井駐屯地 （第１０後方支援連隊　第１整備大隊） 愛知県春日井市西山町無番地 0568-81-7183(435)	1	6A0111

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物　品　番　号	４９１０－２８５－０９６９－５	仕　様　書　番　号	
大型車両整備用オートリフト“点検”		１０LOG-S４V０６	
		作　　成	令和　８年　１０月　８日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作 成 部 隊 名	第１０後方支援連隊第４科

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，バンザイ社製大型自動車整備用オートリフトWSL-PSFU240-T（以下，リフトという。）の点検について規定する。

1.2　用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

1.2.1

点検

点検とは，前回点検時から約３年を目安とした定期点検をいい，リフト製造会社（以下，製造会社という。）の定期点検要領書（以下，要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）,各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

2　整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

契約の相手方は，当該品の機能，性能及び安全性を確保するため，製造会社の要領書に基づき，リフトの点検を実施しなければならない。

また，点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお点検は，必ず“社団法人　日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2　整備の種類

整備の種類は，点検とする。

2.3　整備の方式

整備の方式は，**表2**に示す標準作業表による。

2.4　整備実施場所

整備実施場所は、**表3**により指定する。

2.5　部品・資材

点検に必要な部品及び資材は，製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有する，定期交換部品を使用し，リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお，点検に必要な部品及び副資材は，契約の相手方が準備するものとする。

3　品質保証

3.1　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官（以下，担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，**表１**による。

表1－提出書類

名 称	部数
作業工程表	各１
製造会社の定期点検要領書 （定期点検記録表を含む。）	
定期点検成績書	
交換部品証明書	
品質保証書	

4.2　履歴簿等への記載

契約の相手方は，点検が終了した際，官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日，作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また，当該品の見えやすい箇所に年月日，作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお，シール等の規格については，商慣習とする。

4.3　官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については，官側で支援する。

4.4　交換部品等の処分

点検により交換した部品・資材は、契約の相手方で処分するものとする。

4.5　追加修理

本点検以外の修理・交換をしない。異常箇所のある場合は、官側に連絡するものとする。

4.6　仕様書に関する疑義

契約の相手方は，この仕様書に疑義が生じた場合は，担当官の指示を受けるものとする。

表2－標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち，対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1　動力源の点検 2　障害物（周囲）の点検 3　機材本体の外観の点検 なお、細部については，製造会社の要領書による。
4	定期作業	1　油脂類の交換、給脂，塗布及び除去（防せい処置） 2　消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3　各部位の調整及び清掃 4　各装置の点検 なお，細部については，製造会社の要領書による。
5	車の入場	1　リフトの位置確認及び調整 2　アタッチメントの確認及び調整 なお，細部については、製造会社の要領書による。
6	点検	1　安全装置の点検 2　駆動装置の点検 3　昇降装置の点検 4　操作装置の点検 5　配管部の点検 6　その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお，細部については，製造会社の要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1　リフトの位置確認及び調整 2　アタッチメントの確認及び調整 なお，細部については，製造会社の要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3．1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、4.2に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

表3－整備実施場所

整備実施場所	数　量	器材番号
春日井駐屯地 （第１０後方支援連隊　第１整備大隊） 愛知県春日井市西山町無番地 0568-81-7183(435)	1	5L0109

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物　品　番　号	４９１０－２８５－０９７３－５	仕　様　書　番　号	
中型車両整備用オートリフト“点検”		１０LOG-S４V０７	
		作　　成	令和８年　１０月　２０日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作 成 部 隊 名	第１０後方支援連隊第４科

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，安全自動車社製中型自動車整備用オートリフトFTW-1033（以下，リフトという。）の点検について規定する。

1.2　用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

1.2.1

点検

点検とは，前回点検時から約３年を目安とした定期点検をいい，リフト製造会社（以下，製造会社という。）の定期点検要領書（以下，要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）,各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

2　整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

契約の相手方は，当該品の機能，性能及び安全性を確保するため，製造会社の要領書に基づき，リフトの点検を実施しなければならない。

また，点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお点検は，必ず“社団法人　日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2　整備の種類

整備の種類は，点検とする。

2.3　整備の方式

整備の方式は，**表2**に示す標準作業表による。

2.4　整備実施場所

整備実施場所は、**表3**により指定する。

2.5　部品・資材

点検に必要な部品及び資材は，製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有する，定期交換部品を使用し，リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお，点検に必要な部品及び副資材は，契約の相手方が準備するものとする。

3　品質保証

3.1　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官（以下，担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，**表１**による。

表1－提出書類

名 称	部数
作業工程表	各１
製造会社の定期点検要領書 （定期点検記録表を含む。）	
定期点検成績書	
交換部品証明書	
品質保証書	

4.2　履歴簿等への記載

契約の相手方は，点検が終了した際，官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日，作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また，当該品の見えやすい箇所に年月日，作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお，シール等の規格については，商慣習とする。

4.3　官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については，官側で支援する。

4.4　交換部品等の処分

点検により交換した部品・資材は、契約の相手方で処分するものとする。

4.5　追加修理

本点検以外の修理・交換をしない。異常箇所のある場合は、官側に連絡するものとする。

4.6　仕様書に関する疑義

契約の相手方は，この仕様書に疑義が生じた場合は，担当官の指示を受けるものとする。

表2－標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち，対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1　動力源の点検 2　障害物（周囲）の点検 3　機材本体の外観の点検 なお、細部については，製造会社の要領書による。
4	定期作業	1　油脂類の交換、給脂，塗布及び除去（防せい処置） 2　消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3　各部位の調整及び清掃 4　各装置の点検 なお，細部については，製造会社の要領書による。
5	車の入場	1　リフトの位置確認及び調整 2　アタッチメントの確認及び調整 なお，細部については、製造会社の要領書による。
6	点検	1　安全装置の点検 2　駆動装置の点検 3　昇降装置の点検 4　操作装置の点検 5　配管部の点検 6　その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお，細部については，製造会社の要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1　リフトの位置確認及び調整 2　アタッチメントの確認及び調整 なお，細部については，製造会社の要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3．1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、4.2に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

表3－整備実施場所

整備実施場所	数　量	器材番号
豊川駐屯地 （第１０後方支援連隊　第２整備大隊　高射直接支援隊） 愛知県豊川市穂ノ原１－１番地 0533-86-3151(3586)	1	0711001

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物　品　番　号	４９１０－２８５－０９７３－５	仕　様　書　番　号	
中型車両整備用オートリフト“点検”		１０LOG-S４V０８	
		作　　成	令和８年　１０月　２０日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作 成 部 隊 名	第１０後方支援連隊第４科

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，安全自動車社製中型自動車整備用オートリフトFTW-1033（以下，リフトという。）の点検について規定する。

1.2　用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

1.2.1

点検

点検とは，前回点検時から約３年を目安とした定期点検をいい，リフト製造会社（以下，製造会社という。）の定期点検要領書（以下，要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）,各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

2　整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

契約の相手方は，当該品の機能，性能及び安全性を確保するため，製造会社の要領書に基づき，リフトの点検を実施しなければならない。

また，点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお点検は，必ず“社団法人　日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2　整備の種類

整備の種類は，点検とする。

2.3　整備の方式

整備の方式は，**表2**に示す標準作業表による。

2.4　整備実施場所

整備実施場所は、**表3**により指定する。

2.5　部品・資材

点検に必要な部品及び資材は，製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有する，定期交換部品を使用し，リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお，点検に必要な部品及び副資材は，契約の相手方が準備するものとする。

3　品質保証

3.1　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官（以下，担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，**表１**による。

表1－提出書類

名 称	部数
作業工程表	各１
製造会社の定期点検要領書 （定期点検記録表を含む。）	
定期点検成績書	
交換部品証明書	
品質保証書	

4.2　履歴簿等への記載

契約の相手方は，点検が終了した際，官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日，作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また，当該品の見えやすい箇所に年月日，作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお，シール等の規格については，商慣習とする。

4.3　官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については，官側で支援する。

4.4　交換部品等の処分

点検により交換した部品・資材は、契約の相手方で処分するものとする。

4.5　追加修理

本点検以外の修理・交換をしない。異常箇所のある場合は、官側に連絡するものとする。

4.6　仕様書に関する疑義

契約の相手方は，この仕様書に疑義が生じた場合は，担当官の指示を受けるものとする。

表2－標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち，対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1　動力源の点検 2　障害物（周囲）の点検 3　機材本体の外観の点検 なお、細部については，製造会社の要領書による。
4	定期作業	1　油脂類の交換、給脂，塗布及び除去（防せい処置） 2　消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3　各部位の調整及び清掃 4　各装置の点検 なお，細部については，製造会社の要領書による。
5	車の入場	1　リフトの位置確認及び調整 2　アタッチメントの確認及び調整 なお，細部については、製造会社の要領書による。
6	点検	1　安全装置の点検 2　駆動装置の点検 3　昇降装置の点検 4　操作装置の点検 5　配管部の点検 6　その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお，細部については，製造会社の要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1　リフトの位置確認及び調整 2　アタッチメントの確認及び調整 なお，細部については，製造会社の要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3．1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、4.2に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

表3－整備実施場所

整備実施場所	数　量	器材番号
春日井駐屯地 （第１０後方支援連隊　第１整備大隊） 愛知県春日井市西山町無番地 0568-81-7183(435)	1	0511003

【陸上自衛隊春日井駐屯地】

市 場 価 格 調 査 書

グループ番号	1
調達要求番号	66YJ1AV0002
契約実施計画番号	6QHY1KG00850

提出期限：令和8年11月4日(水) 10時00分

下記のとおり、市価調査にご協力をお願い致します。　各項目に記入の上、
ＦＡＸ（０５６８－８１－９０７２）により送信をお願い致します。　　陸上自衛隊春日井駐屯地会計隊 担当：春日井

※市場価格とは
市場の中での取引価格であり、入札（見積）する金額とは違いますのでご注意ください。

分任契約担当官陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長　　岩﨑　一也　　殿

住所・会社名・代表社名・担当者氏名・担当者連絡先

金額 ￥

（各金額には消費税を含まない）　　（単位：円）

品　　名	規　　格	単位	数 量	単　価	金　額	担当者	調達要求番号
大型車両整備用オートリフト点検	仕様書のとおり	UN	1.00			金沢駐屯地 第１０後方支援連隊　１ＤＳ 土屋２曹　内線：４２５	66YJ1AV0002
以下余白							
合　計							

納入（履行） 場 所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納　　期 （履行期限）	令和9年3月31日
契約保証金	免　　除	入札（見積）書有効期間	令和9年3月31日

（注）様式随意の計算の内訳が分かる資料を添付すること。

【陸上自衛隊春日井駐屯地】

市 場 価 格 調 査 書

グループ番号	2
調達要求番号	66YJ1AV0003
契約実施計画番号	6QHY1KG00850

提出期限：令和8年11月4日(水) 10時00分

下記のとおり、市価調査にご協力をお願い致します。　各項目に記入の上、
ＦＡＸ（０５６８－８１－９０７２）により送信をお願い致します。　　陸上自衛隊春日井駐屯地会計隊 担当：春日井

※市場価格とは
市場の中での取引価格であり、入札（見積）する金額とは違いますのでご注意ください。

分任契約担当官陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長　　岩﨑　一也　　殿

住所・会社名・代表社名・担当者氏名・担当者連絡先

金額 ￥

（各金額には消費税を含まない）　　（単位：円）

品　　名	規　　格	単位	数 量	単　価	金　額	担当者	調達要求番号
大型車両整備用オートリフト点検	仕様書のとおり	UN	1.00			久居駐屯地 第１０後方支援連隊　２ＤＳ 福田２曹　内線：４８８	66YJ1AV0003
以下余白							
合　計							

納入（履行）場 所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納　　期（履行期限）	令和9年3月31日
契約保証金	免　　除	入札（見積）書有効期間	令和9年3月31日

（注）様式随意の計算の内訳が分かる資料を添付すること。

【陸上自衛隊春日井駐屯地】

市 場 価 格 調 査 書

グループ番号	3
調達要求番号	66YJ1AV0004
契約実施計画番号	6QHY1KG00850

提出期限：令和8年11月4日(水) 10時00分

下記のとおり、市価調査にご協力をお願い致します。　各項目に記入の上、
ＦＡＸ（０５６８－８１－９０７２）により送信をお願い致します。　　陸上自衛隊春日井駐屯地会計隊 担当：春日井

※市場価格とは
市場の中での取引価格であり、入札（見積）する金額とは違いますのでご注意ください。

分任契約担当官陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長　　岩﨑　一也　　殿

住所・会社名・代表社名・担当者氏名・担当者連絡先

金額 ￥

（各金額には消費税を含まない）　　（単位：円）

品　　名	規　　格	単位	数 量	単　価	金　額	担当者	調達要求番号
大型車両整備用オートリフト点検	仕様書のとおり	UN	1.00			守山駐屯地 第１０後方支援連隊　３ＤＳ 高津２曹　内線：４６９３	66YJ1AV0004
以下余白							
合　計							

納入（履行）場 所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納　　期（履行期限）	令和9年3月31日
契約保証金	免　　除	入札（見積）書有効期間	令和9年3月31日

（注）様式随意の計算の内訳が分かる資料を添付すること。

【陸上自衛隊春日井駐屯地】

市 場 価 格 調 査 書

グループ番号	4
調達要求番号	66YJ1AV0005
契約実施計画番号	6QHY1KG00850

提出期限：令和8年11月4日(水) 10時00分

下記のとおり、市価調査にご協力をお願い致します。　各項目に記入の上、
ＦＡＸ（０５６８－８１－９０７２）により送信をお願い致します。　　陸上自衛隊春日井駐屯地会計隊 担当：春日井

※市場価格とは
市場の中での取引価格であり、入札（見積）する金額とは違いますのでご注意ください。

分任契約担当官陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長　　岩﨑　一也　　殿

住所・会社名・代表社名・担当者氏名・担当者連絡先

金額 ￥

（各金額には消費税を含まない）　　（単位：円）

品　　名	規　　格	単位	数 量	単　価	金　額	担当者	調達要求番号
大型車両整備用オートリフト点検	仕様書のとおり	UN	1.00			春日井駐屯地 第１０ 後方支援連隊　第１整 備大隊 火車中隊　神 保３曹　内線：４３５	66YJ1AV0005
以下余白							
合　計							

納入（履行） 場 所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納　　期 （履行期限）	令和9年3月31日
契約保証金	免　　除	入札（見積）書有効期間	令和9年3月31日

（注）様式随意の計算の内訳が分かる資料を添付すること。

【陸上自衛隊春日井駐屯地】

市 場 価 格 調 査 書

グループ番号	5
調達要求番号	66YJ1AV0006
契約実施計画番号	6QHY1KG00850

提出期限：令和8年11月4日(水) 10時00分

下記のとおり、市価調査にご協力をお願い致します。　各項目に記入の上、
ＦＡＸ（０５６８－８１－９０７２）により送信をお願い致します。　　陸上自衛隊春日井駐屯地会計隊 担当：春日井

※市場価格とは
市場の中での取引価格であり、入札（見積）する金額とは違いますのでご注意ください。

分任契約担当官陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長　　岩﨑　一也　　殿

住所・会社名・代表社名・担当者氏名・担当者連絡先

金額 ￥

（各金額には消費税を含まない）　　（単位：円）

品　　名	規　　格	単位	数 量	単　価	金　額	担当者	調達要求番号
大型車両整備用オートリフト点検	仕様書のとおり	UN	1.00			春日井駐屯地 第１０ 後方支援連隊　第１整 備大隊 火車中隊　神 保３曹　内線：４３５	66YJ1AV0006
以下余白							
合　計							

納入（履行） 場 所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納　　期 （履行期限）	令和9年3月31日
契約保証金	免　　除	入札（見積）書有効期間	令和9年3月31日

（注）様式随意の計算の内訳が分かる資料を添付すること。

【陸上自衛隊春日井駐屯地】

市 場 価 格 調 査 書

グループ番号	6
調達要求番号	66YJ1AV0007
契約実施計画番号	6QHY1KG00850

提出期限：令和8年11月4日(水) 10時00分

下記のとおり、市価調査にご協力をお願い致します。　各項目に記入の上、
ＦＡＸ（０５６８－８１－９０７２）により送信をお願い致します。　　陸上自衛隊春日井駐屯地会計隊 担当：春日井

※市場価格とは
市場の中での取引価格であり、入札（見積）する金額とは違いますのでご注意ください。

分任契約担当官陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長　　岩﨑　一也　　殿

住所・会社名・代表社名・担当者氏名・担当者連絡先

金額 ￥

（各金額には消費税を含まない）　　（単位：円）

品　　名	規　　格	単位	数 量	単　価	金　額	担当者	調達要求番号
中型車両整備用オートリフト点検	仕様書のとおり	UN	1.00			春日井駐屯地 第１０ 後方支援連隊　第１整 備大隊 火車中隊　神 保３曹　内線：４３５	66YJ1AV0007
以下余白							
合　計							

納入（履行） 場 所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納　　期 （履行期限）	令和9年3月31日
契約保証金	免　　除	入札（見積）書有効期間	令和9年3月31日

（注）様式随意の計算の内訳が分かる資料を添付すること。

【陸上自衛隊春日井駐屯地】

市 場 価 格 調 査 書

グループ番号	7
調達要求番号	66YJ1AV0008
契約実施計画番号	6QHY1KG00850

提出期限：令和8年11月4日(水) 10時00分

下記のとおり、市価調査にご協力をお願い致します。　各項目に記入の上、
ＦＡＸ（０５６８－８１－９０７２）により送信をお願い致します。　　陸上自衛隊春日井駐屯地会計隊 担当：春日井

※市場価格とは
市場の中での取引価格であり、入札（見積）する金額とは違いますのでご注意ください。

分任契約担当官陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長　　岩﨑　一也　　殿

住所・会社名・代表社名・担当者氏名・担当者連絡先

金額 ￥

（各金額には消費税を含まない）　　（単位：円）

品　　名	規　　格	単位	数 量	単　価	金　額	担当者	調達要求番号
中型車両整備用オートリフト点検	仕様書のとおり	UN	1.00			豊川駐屯地 第１０後方支援連隊　第２整備大隊　高射 直接支援隊　松園３曹　内線：３５８６	66YJ1AV0008
以下余白							
合　計							

納入（履行）場 所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納　　期（履行期限）	令和9年3月31日
契約保証金	免　　除	入札（見積）書有効期間	令和9年3月31日

（注）様式随意の計算の内訳が分かる資料を添付すること。

入 札 書

グループ番号	1
調達要求番号	66YJ1AV0002
契約実施計画番号	6QHY1KG00850

金額 ￥

（消費税及び地方消費税を含まない。）

提出期限：令和8年11月11日（水） 12時00分

品　　名	規　　格	単位	数　量	単　価	金　　額
大型車両整備用オートリフト点検	仕様書のとおり	UN	1.00		
以下余白					
合　計					

納入（履行）場 所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納　　期（履行期限）	令和9年3月31日
契約保証金	免　　除	入札（見積）書有効期間	令和9年3月31日

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和8年11月12日

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長
岩﨑　一也　殿

住　　所
会　社　名
代 表 者 名
担 当 者 名
連　絡　先

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。
様式随意の計算の内訳が分かる資料を添付すること。

入 札 書

グループ番号	2
調達要求番号	66YJ1AV0003
契約実施計画番号	6QHY1KG00850

金額 ￥

（消費税及び地方消費税を含まない。）

提出期限：令和8年11月11日（水） 12時00分

品　　名	規　　格	単位	数　量	単　価	金　　額
大型車両整備用オートリフト点検	仕様書のとおり	UN	1.00		
以下余白					
合　計					

納入（履行）場 所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納　　期（履行期限）	令和9年3月31日
契約保証金	免　　除	入札（見積）書有効期間	令和9年3月31日

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和8年11月12日

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長
岩﨑　一也　殿

住　　所
会　社　名
代 表 者 名
担 当 者 名
連　絡　先

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。
様式随意の計算の内訳が分かる資料を添付すること。

入 札 書

グループ番号	3
調達要求番号	66YJ1AV0004
契約実施計画番号	6QHY1KG00850

金額 ￥

（消費税及び地方消費税を含まない。）

提出期限：令和8年11月11日（水） 12時00分

品　　名	規　　格	単位	数　量	単　価	金　　額
大型車両整備用オートリフト点検	仕様書のとおり	UN	1.00		
以下余白					
合　計					

納入（履行）場 所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納　　期（履行期限）	令和9年3月31日
契約保証金	免　　除	入札（見積）書有効期間	令和9年3月31日

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和8年11月12日

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長
岩﨑　一也　殿

住　　所
会　社　名
代 表 者 名
担 当 者 名
連　絡　先

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。
様式随意の計算の内訳が分かる資料を添付すること。

入 札 書

グループ番号	4
調達要求番号	66YJ1AV0005
契約実施計画番号	6QHY1KG00850

金額 ￥

（消費税及び地方消費税を含まない。）

提出期限：令和8年11月11日（水） 12時00分

品　　名	規　　格	単位	数　量	単　価	金　　額
大型車両整備用オートリフト点検	仕様書のとおり	UN	1.00		
以下余白					
合　計					

納入（履行）場 所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納　　期（履行期限）	令和9年3月31日
契約保証金	免　　除	入札（見積）書有効期間	令和9年3月31日

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和8年11月12日

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長
岩﨑　一也　殿

住　　所
会　社　名
代 表 者 名
担 当 者 名
連　絡　先

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。
様式随意の計算の内訳が分かる資料を添付すること。

入 札 書

グループ番号	5
調達要求番号	66YJ1AV0006
契約実施計画番号	6QHY1KG00850

金額 ￥

（消費税及び地方消費税を含まない。）

提出期限：令和8年11月11日（水） 12時00分

品　　名	規　　格	単位	数　量	単　価	金　　額
大型車両整備用オートリフト点検	仕様書のとおり	UN	1.00		
以下余白					
合　計					

納入（履行）場 所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納　　期（履行期限）	令和9年3月31日
契約保証金	免　　除	入札（見積）書有効期間	令和9年3月31日

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和8年11月12日

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長
岩﨑　一也　殿

住　　所
会　社　名
代 表 者 名
担 当 者 名
連　絡　先

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。
様式随意の計算の内訳が分かる資料を添付すること。

入 札 書

グループ番号	6
調達要求番号	66YJ1AV0007
契約実施計画番号	6QHY1KG00850

金額 ￥

（消費税及び地方消費税を含まない。）

提出期限：令和8年11月11日（水） 12時00分

品　　名	規　　格	単位	数　量	単　価	金　　額
中型車両整備用オートリフト点検	仕様書のとおり	UN	1.00		
以下余白					
合　計					

納入（履行）場 所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納　　期（履行期限）	令和9年3月31日
契約保証金	免　　除	入札（見積）書有効期間	令和9年3月31日

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和8年11月12日

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長
岩﨑　一也　殿

住　　所
会　社　名
代 表 者 名
担 当 者 名
連　絡　先

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。
様式随意の計算の内訳が分かる資料を添付すること。

入 札 書

グループ番号	7
調達要求番号	66YJ1AV0008
契約実施計画番号	6QHY1KG00850

金額 ￥

（消費税及び地方消費税を含まない。）

提出期限：令和8年11月11日（水） 12時00分

品　　名	規　　格	単位	数　量	単　価	金　　額
中型車両整備用オートリフト点検	仕様書のとおり	UN	1.00		
以下余白					
合　計					

納入（履行）場 所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納　　期（履行期限）	令和9年3月31日
契約保証金	免　　除	入札（見積）書有効期間	令和9年3月31日

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和8年11月12日

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長
岩﨑　一也　殿

住　　所
会　社　名
代 表 者 名
担 当 者 名
連　絡　先

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。
様式随意の計算の内訳が分かる資料を添付すること。

入札参加申込書

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長　殿

件名	大型車両整備用オートリフト点検　ほか6件
入札日時	令和8年11月12日（木）　13時20分
会社名	
代表者名	
法人番号	
住所	〒　　－
電話番号	
ＦＡＸ番号	
メールアドレス	
担当者名	

※入札を辞退する際は必ず一報してください。

本件担当	陸上自衛隊春日井駐屯地　第４０８会計隊春日井派遣隊 春日井
ＴＥＬ	０５６８－８１－７１８３（内線　３７８）
ＦＡＸ	０５６８－８１－９０７２

※入札を辞退する際は必ず一報してください。

官側記載欄

チェック	コメント
□	入札参加申込書を受領しました。
□	一般競争参加資格確認申請書等受領しました。
□	市場価格調査書を受領しました。
□	入札書・委任状を受領しました。